

県南広域振興局長告示第104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

令和2年8月11日

県南広域振興局長 佐々木 隆

- 1 路線名 396号
- 2 供用開始の区間 遠野市宮守町下宮守15地割175番1地先から達曾部27地割99番50地先まで
- 3 供用開始の期日 令和2年8月11日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県南広域振興局土木部遠野土木センター
  - (2) 期間 令和2年8月11日から同年9月11日まで